

## 短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大

平成28年10月1日から、特定適用事業所（厚生年金保険の被保険者数が500人超の事業所）に勤務する短時間労働者は、新たに厚生年金保険・健康保険の適用対象となります。

### ● 短時間労働者の要件

勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、以下の①～④の全てに該当する方が適用拡大の対象となります。

① 週の所定労働時間が20時間以上であること・・・雇用保険の取扱いと同様となります。

② 雇用期間が1年以上見込まれること

- ・期間の定めがなく雇用される場合
- ・雇用期間が1年以上である場合
- ・雇用期間が1年未満であり、次のいずれかに該当する場合
  - イ 雇用契約書に契約が更新される旨または更新される可能性がある旨が明示されている場合
  - ロ 同様の雇用契約により雇用された者について更新等により1年以上雇用された実績がある場合

③ 賃金の月額が8万8千円以上であること

時間給等を月額に換算したものに、各諸手当等を含めた所定内賃金の額が、8万8千円以上である場合です。ただし、次の賃金は除きます。

- ・臨時に支払われる賃金（結婚手当等）および1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- ・時間外労働、休日労働および深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金等）
- ・最低賃金法で算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当、家族手当）

④ 学生でないこと

### ● 被保険者の取扱いに係る留意事項

1. 短時間労働者（4分の3未満）の標準報酬月額算定にかかる支払基礎日数の取扱い

短時間労働者の算定基礎届・月額変更届等における支払基礎日数は、各月11日以上勤務日数があるかどうかで判断します。

2. 被保険者資格取得の基準変更

被保険者資格取得の基準（4分の3基準）が明確になります。

改正前	改正後
(a) 1日または1週の所定労働時間および1月の所定労働日数がおおむね4分の3以上	(a) 1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が4分の3以上
(b) 被保険者として取り扱うことが適当な場合は、総合的に勘案し、被保険者の適用を判断すること	(b) 廃止

4分の3基準を満たさなくても、特定適用事業所に雇用される短時間労働者で、上記①～④を満たす者は、被保険者となります。

3. 被保険者資格取得の経過措置

法施行日後の4分の3基準や上記の①～④を満たしていない場合であっても、法施行日前から被保険者である方については、法施行日以降も引き続き同じ事業所に雇用されている間は、被保険者となります。